

環 管 大 第 7 1 号
平成15年3月25日

各都道府県・各政令市 大気保全担当部(局)長 殿

環境省環境管理局大気環境課長

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成15年環境省令第5号）は、平成15年3月25日に公布され、即日施行される。この改正の背景及び趣旨並びに改正内容は下記のとおりであるので、この円滑かつ適正な運用を図られたい。

記

1 改正の背景及び趣旨

大気汚染防止法の規制対象である都市ガスを燃料・原料とする燃料電池、発電用ボイラー等の施設については、ばいじん等の大気汚染物質の排出量が少ないことから、大気汚染防止法に規定するばい煙量等の測定頻度の軽減等について関係業界団体から要望がなされるとともに、政府の「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）においても、平成14年度までに測定頻度の軽減等について検討し、結論を得ること等が定められている。

そこで、環境省では、都市ガスに限らず、ガスを専焼するこれらの施設に係るばい煙の排出実態について情報を収集し検討したが、その結果、ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関並びに燃料電池から排出されるばい煙中のばいじんの濃度は、定量下限値未満であるか、定量下限値をわずかに上回る程度であった。また、燃料電池から排出されるばい煙中の窒素酸化物の濃度は、定量下限値未満であるか、検出されても大気汚染防止法の排出基準と比べて十分に低い状況であった。

このため、現行のばい煙量等の測定頻度を少なくしても、大気環境保全上は特段の支障が生じないと考えられること、測定頻度の緩和により、ばい煙の排出負荷量の低減を目的とした固体燃料や液体燃料からガス燃料への燃料転換が期待できること、地球温暖化防止の点からも開発・普及が強く期待されている燃料電池について、その導入促進の効果が期待できること等から、今回、大気汚染防止法施行規則（以下「環境省令」という。）を改正し、これらの施設に係るばい煙中のばいじん及び窒素酸化物に係る測定頻度の軽減を図ることとしたものである。

2 改正内容

- (1) ばいじんについて、ガスを専焼するボイラー、ガスタービン及びガス機関については、ガスの種類及び排出ガス量の如何にかかわらず、燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、排出ガス量の如何にかかわらず、測定頻度を「5年に1回以上」とすることとしたこと。
- (2) 窒素酸化物について、燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、特定工場等（総量規制地域内の一定規模以上の工場・事業場）に設置されるか、特定工場等以外に設置されるかにかかわらず、また、排出ガス量の如何にかかわらず、測定頻度を「5年に1回以上」とすることとしたこと。
- (3) その他
公布の日から施行することとしたこと。

【参考】

改正前及び改正後の規定による測定頻度

ばい煙等	ばい煙発生施設区分	測定頻度	
		改正前	改正後
硫黄酸化物	排出量 10Nm ³ /h 以上の施設 ①特定工場等以外の工場・事業場に設置されるもの	2月に1回以上	現行どおり
	②特定工場等の工場・事業場に設置されるもの	常時	
燃料中の硫黄含有率	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設	—	現行どおり
ばいじん	①排出ガス量（②、③、④に掲げるものを除く） ・ 4万 m ³ /h 以上 ・ 4万 m ³ /h 未満	2月に1回以上 1年に2回以上	現行どおり
	②廃棄物焼却炉 ・ 焼却能力 4,000kg/h 以上 ・ 焼却能力 4,000kg/h 未満	2月に1回以上 1年に2回以上	
	③ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関	1月に1回以上	
	④燃料電池用改質器	上記ばい煙発生施設区分の欄の①の規定による	
窒素酸化物	①特定工場等以外の工場・事業場に設置されるもの（③に掲げるものを除く。） ・ 排出ガス量 4万 m ³ /h 以上 ・ 排出ガス量 4万 m ³ /h 未満	2月に一回以上 1年に2回以上	現行どおり
	②特定工場等の工場・事業場に設置されるもの（③に掲げるものを除く） ・ 排出ガス量 4万 m ³ /h 以上で下記以外のもの ・ 排出ガス量 4万 m ³ /h 以上で環境大臣が定める場合 ・ 排出ガス量 4万 m ³ /h 未満	常時 2月に1回以上 1年に2回以上	
	③燃料電池用改質器	上記ばい煙発生施設区分の欄の①②の規定による	

○環境省令第五号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条の十二の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月二十五日

環境大臣 鈴木 俊一

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
通商産業省

第十五条第三号を次のように改める。

三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第二の備考に掲げる測定法により、イからハまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからハまでに掲げる頻度で行うこと。

イ 別表第二の一の項、五六の項及び五八の項に掲げるばい煙発生施設並びに同表の七の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器 五年に一回以上

ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル

ル未満のばい煙発生施設（イに掲げるばい煙発生施設及び別表第二の三六の項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。）及び同項に掲げる廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり四、〇〇〇キログラム未満のもの 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）

ハ イ又は口に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設 二月を超えない作業期間ごとに一回以上
第十五条第五号を次のように改める。

五 窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の二の備考に掲げる測定法（ニに掲げるばい煙発生施設に係る測定については、当該測定法又は環境大臣が定める測定法）により、イからニまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからニまでに掲げる頻度で行うこと。ただし、特定工場等に設置されているばい煙発生施設に係る測定については、当該特定工場等における排出ガス系統が排出口において集中されている場合等であつて環境大臣が定める場合にあつては、環境大臣が定めるところにより行うことができる。

イ 別表第三の二の四の項に掲げる施設のうち燃料電池用改質器（ロ及びニにおいて「燃料電池用改質器」という。） 五年に一回以上

ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設（燃料電池用改質器を除く。） 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）

ハ イ、ロ又はニに掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設 二月を超えない作業期間ごとに一回以上

ニ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設（特定工場等に設置されているもの限り、燃料電池用改質器を除く。）

常時

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第二の備考に掲げる測定法により、イからハまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからハまでに掲げる頻度で行うこと。</p> <p>イ 別表第二の一の項、五六の項及び五八の項に掲げるばい煙発生施設並びに同表の七の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器 五年に一回以上</p> <p>ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設（イに掲げるばい煙発生施設及び別表第二の三六の項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。）及び同項に掲げる廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり四、〇〇〇キログラム未満のもの 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）</p>	<p>（揮発性有機化合物濃度の測定）</p> <p>第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第二の備考に掲げる測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設（別表第二の三六の項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。）及び別表第二の三六の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち燃焼能力が一時間当たり四、〇〇〇キログラム未満のものに係る測定については、年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）、別表第二の一の項、五六の項及び五八の項に掲げるばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上） 行うこと。</p>

ハ イ又はロに掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設 二

月を超えない作業期間ごとに一回以上

四 (略)

五 窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の二の備考に掲げる測定法(二に掲げるばい煙発生施設に係る測定については、当該測定法又は環境大臣が定める測定法)により、イからニまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからニまでに掲げる頻度で行うこと。ただし、特定工場等に設置されているばい煙発生施設に係る測定については、当該特定工場等における排出ガス系統が排出口において集中されている場合等であつて環境大臣が定める場合にあつては、環境大臣が定めるところにより行うことができる。

イ 別表第三の二の四の項に掲げる施設のうち燃料電池用改質器(ロ及びニにおいて「燃料電池用改質器」という。) 五年に一回以上

ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設(燃料電池用改質器を除く。) 年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上)

四 (略)

五 窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の二の備考に掲げる測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上)、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設(特定工場等に設置されているものに限る。)に係る測定については、別表第三の二の備考に掲げる測定法又は環境大臣が定める測定法により、常時)行うこと。ただし、特定工場等に設置されているばい煙発生施設に係る測定については、当該特定工場等における排出ガス系統が排出口において集中されている場合等であつて環境大臣が定める場合にあつては、環境大臣が定めるところにより行うことができる。

ハ イ、ロ又はニに掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設

二月を超えない作業期間ごとに一回以上

ニ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出さ

れる排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設

(特定工場等に設置されているもの)に限り、燃料電池用改質器

を除く。) 常時

六・七 (略)

六・七 (略)